

第 4 4 号議案

専決処分の承認を求めることについて

ふじみ野市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が令和 2 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、ふじみ野市都市計画税条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 4 8 号）の一部を改正する必要性が生じたため専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

ふじみ野市都市計画税条例の一部を改正する条例

ふじみ野市都市計画税条例（平成17年ふじみ野市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第7項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項及び第8項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第9項から第11項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第14項及び第15項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第18項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第19項（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のふじみ野市都市計画税条例（附則第 4 項において「新条例」という。）の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 2 8 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 4 0 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第 1 8 項の規定の適用については、同項中「、第 4 7 項若しくは第 4 8 項」とあるのは、「若しくは第 4 7 項」とする。

令和 2 年 3 月 3 1 日

ふじみ野市長 高 畑 博